平成２３年（フ）第２８７号
千葉県船橋市金杉台２丁目２番29棟502号
債務者　穴久保謙一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５６号
千葉市美浜区高浜１丁目５番13棟206号
債務者　遠藤　幸吉
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９２号
千葉市若葉区都賀５丁目24番21号ＣＩＴＹ24　106号
債務者　吉田　有里
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９５号
千葉県浦安市美浜４丁目11番１号
債務者　高橋　正栄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９６号
千葉県市川市稲荷木２丁目21番５号　サンアビタＡ―101号
債務者　重井　岩男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２２号
東京都府中市南町２丁目24番地の５平成マンション１―Ｄ
債務者　三上　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３６号
千葉市美浜区高洲２丁目６番２棟108号
債務者　鈴木　安子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４７号
千葉県市川市曽谷３丁目19番10―402号　リボー市川
債務者　田安　義則
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５７号
千葉市花見川区花見川８番18棟202号
債務者　岡田　光子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６４号
千葉市若葉区加曽利町1800番地73
債務者　石田　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６５号
千葉市若葉区加曽利町1800番地73
債務者　石田　壽子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７９号
千葉県船橋市南三咲３丁目30番１棟112号
債務者　小安富美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６２号
千葉県市川市南八幡１丁目11番９号　花柳マンション101
債務者　永岡　文子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１７号
神奈川県厚木市下荻野1476番地１　ソルローマ本厚木Ａ―125
債務者　加藤　公明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５５号
神奈川県秦野市戸川769番地の３　４号
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６４号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番２―405号
債務者　玉城ホルヘオマール
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６７号
神奈川県小田原市曽比2932番地の２
債務者　菅野　裕司
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部